

第1章 政策展開の基本方向

1 住みよいいばらきづくり

政策・施策の体系

- 政策（１） 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり** 22
- 施策① 安心して医療を受けられる体制の整備
 - 施策② 子ども・子育てを応援する社会づくり
 - 施策③ 高齢者が安心して暮らせる社会づくり
 - 施策④ 障害者への生活支援の充実
 - 施策⑤ 安心できる保健・福祉サービスの提供
 - 施策⑥ 生涯にわたる健康づくり
- 政策（２） 安全で安心して暮らせる社会づくり** 29
- 施策① 犯罪に強い地域づくり
 - 施策② 消費生活と食の安全確保
 - 施策③ 交通安全対策の推進
 - 施策④ 防災体制・危機管理の強化
 - 施策⑤ 原子力安全体制の確立
 - 施策⑥ 県土の保全と社会基盤の維持・更新
- 政策（３） みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり** 36
- 施策① 地球温暖化対策の推進
 - 施策② 資源循環型社会づくりの推進
 - 施策③ 霞ヶ浦など湖沼環境の保全
 - 施策④ 林業の再生と健全な森林の育成
 - 施策⑤ 身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用
- 政策（４） 人にやさしい良好な生活環境づくり** 42
- 施策① やさしさが感じられるまちづくり
 - 施策② 地域コミュニティの活性化と多文化共生のまちづくり
 - 施策③ 生活交通環境の充実
 - 施策④ 生活衛生環境の充実

政策（１） 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

現状と課題

- 本県における10万人当たりの医師数は全国でも低位にあり、産科や小児科等の医師不足のほか、医師数の地域間の偏在などが大きな課題となっており、医師をはじめとする医療従事者の確保など、安心できる地域医療の体制を早急に整備することが求められています。
- 仕事と子育ての両立の難しさなどが未婚化・晩婚化に影響し、少子化の進展につながっていることから、安心して結婚・出産・子育てができる社会づくりが求められています。
- 高齢化が急速に進展している中で、いくつになっても社会を支える一員でいられるよう、介護予防など日頃からの健康づくりが重要になっています。また、介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる仕組みづくりが求められています。
- ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。
- 新型インフルエンザなどの新たな感染症や生活習慣病の増加などに対応するため保健・福祉サービスの充実が求められているほか、県民も自ら疾病予防に取り組むなど生涯にわたる健康づくりが求められています。

政策を構成する施策

- 施策① 安心して医療を受けられる体制の整備
- 施策② 子ども・子育てを応援する社会づくり
- 施策③ 高齢者が安心して暮らせる社会づくり
- 施策④ 障害者への生活支援の充実
- 施策⑤ 安心できる保健・福祉サービスの提供
- 施策⑥ 生涯にわたる健康づくり

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

【施策】①安心して医療を受けられる体制の整備

【主な取組】

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 医師, 看護職員等の医療従事者を養成・確保するとともに, 県内定着の促進を図るため, 総合的な対策を推進します。 | 保健福祉部
病院局 |
| 2 限られた医療資源を有効に活用し, 地域の医療機能の適切な分化・連携を進め, 切れ目のない医療提供体制を構築します。 | 保健福祉部 |
| 3 身近な地域で安心して出産できるよう, 周産期医療における医療機関間の役割分担や連携強化を進めます。また, 小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し, 24時間体制による小児救急医療体制の整備を進めます。 | 保健福祉部 |
| 4 総合的ながん対策の推進と身近なところでの切れ目のない質の高いがん医療の体制整備を推進します。 | 保健福祉部
病院局 |
| 5 医療機関間の連携を強化し救急医療体制を充実させるとともに, ドクターヘリの活用や救急医療情報システムの充実など, 救急搬送体制の強化を図ります。また, 救急隊到着前に, 傷病者に応急手当が実施されるよう, 応急手当の普及に努めます。 | 保健福祉部
生活環境部
病院局 |
| 6 へき地医療拠点病院からの医師の派遣や, へき地診療所の体制整備, 運営支援などにより, 無医地区等におけるへき地医療対策を推進します。 | 保健福祉部
病院局 |
| 7 医療事故防止対策の取組を促進するとともに, 院内感染対策を強化し, 医療の安全の確保を図ります。また, 医療安全相談センターの充実を図り, 医療ADR機関と連携しながら, 患者と医療機関との信頼関係の構築に努めます。 | 保健福祉部 |
| 8 国民健康保険や高齢者医療制度の運営の安定化を図るため, 市町村に対して財政的支援を行います。 | 保健福祉部 |
| 9 医薬品の安全確保を図るとともに献血者及び骨髄ドナー登録者の確保に努めます。また, 臓器移植医療についての普及啓発に努めます。 | 保健福祉部 |

(他の目標の関連施策)

○人が輝くいばらきづくり

(1) いばらきを担うたくましい人づくり

④ 高等教育機関と地域の連携の促進

⑦ 科学技術創造立県を担う高度な人材育成

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値(H27)	
			基準値	H18	H19	H20	H21		目標値
医療を支える人材の確保状況を示す。	医師数	人	4,483	4,609 B	—	4,805 B+	—	5,000	5,600
	就業看護職員数	人	22,619	24,253 B	—	25,646 B	—	29,189	検討中
	作業療法士数	人	244	333 B+	396 B+	464 B+	—	600	1,000
	理学療法士数	人	389	549 B+	628 B+	704 B+	—	900	1,600
	医学部進学者数	人	—	—	—	120	142	157 (H22実績)	800 (5カ年間)
がん検診の受診状況を示す。	がん検診の受診率	%	胃がん	28.5	—	—	—	—	50
			大腸がん	24.6	—	—	—	—	50
			肺がん	24.8	—	—	—	—	50
			乳がん	19.2	—	—	—	—	50
			子宮がん	20.7	—	—	—	—	50

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●医療や看護等への関心と理解 ●がん検診の受診 ●救急時における応急手当の積極的な習得 ●骨髄バンクや献血への理解と協力 ●臓器提供に関する意思表示の実施
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●保健医療従事者に対する研修の実施 ●献血運動や薬物乱用防止の普及啓発
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ●医療相談窓口の設置や病院及び診療所の連携の推進 ●医療に携わる職員の就業環境の改善 ●職員に対する研修の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●住民のがん検診受診の普及啓発 ●住民に対する献血思想の普及啓発 ●国民健康保険・老人医療制度の適正かつ円滑な推進

【目標 1 住みよいいばらきづくり】

【政策（1）医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり】

【施策 ②子ども・子育てを応援する社会づくり】

【主な取組】

- | | |
|---|----------------|
| 1 若い世代を中心に、結婚や子育てに夢を抱けるよう、様々な機会をとらえて、結婚や子育ての素晴らしさや喜びを伝えていきます。 | 保健福祉部 |
| 2 いばらき出会いサポートセンターを中心として、マリッジサポーターや市町村、関係団体と連携しながら、多様な男女の出会いの場づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| 3 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を図るため、不妊に悩む人への支援や妊婦健康診査の推進、周産期医療体制の充実等を図ります。また、医療費助成制度の充実等による経済的負担の軽減を図ります。 | 保健福祉部 |
| 4 親子の交流や育児相談等を行う子育て支援拠点づくりなど地域での子育て支援を進めるとともに、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めるなど子どもがのびのびと健やかに育つ環境づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| 5 待機児童の解消に向けた保育所整備を促進するとともに、延長保育、休日保育など多様な保育サービスの充実や私立幼稚園における、土・日曜日や長期休業日の預かり保育の実施を促進します。併せて、小学校就学前の子どもにより質のよい成育環境の整備を進めるため、保育と幼児教育を総合的に提供する幼保一体化を進めます。 | 保健福祉部
総務部 |
| 6 ひとり親家庭等への就業や生活支援等を進めますとともに、育児不安を抱える親への支援や児童虐待に関する相談など、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るほか、家庭での養育が困難な子どもに対し、地域社会で支える社会的養護体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 7 子育て支援施設を併設した住宅の供給など、安心して子育てができる住環境の整備を推進します。 | 土木部 |
| 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、県民理解の促進や環境づくりに努めます。 | 保健福祉部
商工労働部 |
| 9 育児休業を取得しやすい環境づくりを促進します。また、子育て中の女性の再就職などを支援するため、職業訓練や相談体制の充実、セミナーの開催など、支援体制を充実します。 | 保健福祉部
商工労働部 |

【他の目標の関連施策】

- 人が輝くいばらきづくり
 - (2)豊かな人間性をはぐくむ地域づくり ①家庭・地域社会の教育力の向上
 - (3)互いに認め合い支え合う社会づくり ②個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進
- 活力あるいばらきづくり
 - (2)国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり ⑥産業を担う人づくり ⑦雇用・就業環境の整備

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)	
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値		
新	結婚支援の取組状況を示す。	いばらき出会いサポートセンター利用者等の成婚者数(累計)	組	—	41	138	275	441	—	1,120
	地域における子育ての相互援助活動の実施状況を示す。	ファミリー・サポート・センター事業、子育てサポーター派遣事業の実施市町村割合	%	61.3	77.0 A	81.8 A	81.8 B+	81.8 B+	100	100
新	親子の交流や育児相談等に関する取組状況を示す	地域子育て支援拠点の実施箇所数	か所	—	137	149	167	183	—	233
	仕事と子育ての両立支援に必要な保育需用への対応状況を示す。	保育所の待機児童数	人	277	357 C	469 C	284 C	396 C	0	0
新	子どもの居場所づくりの取組状況を示す。	放課後子どもプラン実施箇所数	か所	—	—	47	86	84	—	全小学校区
新	地域企業における子育て支援の取組状況を示す。	子育て応援宣言企業登録数	社	—	—	—	51	90	—	450
新	子育て家庭への優待に関する取組状況を示す。	いばらき子育て家庭優待制度協賛店舗数	店舗	—	—	2,430	4,473	4,689	—	6,200
	女性の労働への参加状況を示す。	女性有業率	%	49.0	— —	49.1 B	— —	— —	53.0	53.0

【各主体に期待される役割】

県民	●結婚・出産・子育てに関する地域ぐるみの支援 ●男性の家事・子育てへの積極的参加
企業	●育児休業や短時間勤務等の利用促進などを定めた一般事業主行動計画の策定・推進 ●育児休業後の職場復帰支援
団体	●いばらき出会いサポートセンター等と連携した結婚支援活動の展開 ●親子の交流促進や子育て家庭への支援情報の提供 ●体験学習や文化・スポーツ活動等を通じた子どもの健全な成育支援
市町村	●いばらき出会いサポートセンター等と連携した地域における結婚支援 ●多様な保育サービスの充実等地域における子育て支援 ●放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくり等子どもの健全な成育支援
国	●出産・子育てに関する経済的負担の軽減

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

【施策】③高齢者が安心して暮らせる社会づくり

【主な取組】

- | | |
|---|--------------|
| 1 全ての要介護者に対する保健・福祉・医療関係チームでの茨城型地域包括ケア体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 2 高齢者ができる限り要介護状態に陥らないよう、シルバーリハビリ体操の普及などによる介護予防対策の推進を図ります。 | 保健福祉部 |
| 3 介護保険制度が円滑に運用できるよう市町村支援や介護サービス事業者に対する指導などを充実します。また、福祉サービスを支える人材を安定的に確保し、定着を図るため、福祉人材センターの運営の充実を図るとともに、福祉サービスの質の評価を行う第三者評価制度の推進に努めます。 | 保健福祉部 |
| 4 高齢者が施設に入所した場合でも、できる限り在宅に近い環境で介護を受け、尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を推進します。 | 保健福祉部 |
| 5 認知症介護アドバイザーによる介護家族への支援や認知症サポート医による早期発見・早期治療の強化など、認知症高齢者やその家族を支える環境づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| 6 高齢者の虐待防止に向けた相談体制を強化するとともに、民生委員や地域住民による「早期発見・見守りネットワーク」を形成し、早期発見・未然防止対策を推進します。 | 保健福祉部 |
| 7 判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、日常生活の自立のための支援をします。また、福祉サービス利用者の苦情解決等に取り組む運営適正化委員会の活動を支援します。 | 保健福祉部 |
| 8 高齢化の進展などに対応した商品の宅配や移動販売など、商店街や民間事業者等による高齢者の生活を支える支援システムの構築を図ります。 | 商工労働部 |
| 9 高齢者が安心して外出できるよう、公共交通の維持を図るとともに、市町村と連携しながら、地域のニーズに応じたコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの移動手段の確保を図ります。 | 企画部 |
| 10 高齢者に配慮したバリアフリー化など住環境の整備を推進します。 | 土木部
保健福祉部 |

【他の目標の関連施策】

- 人が輝くいばらきづくり (3) 互いに認め合い支え合う社会づくり ④高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり
○活力あるいばらきづくり(2) 国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり ③生活を豊かにする商業・サービス産業の育成

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
新 介護業務に従事する人材の確保状況を示す。	介護職員数	人	-	-	-	-	-	-	38,000
介護予防を行う人材の養成状況を示す。	シルバーリハビリ体操指導士数	人	29	1,006 B+	1,678 B+	2,371 B+	3,160 B+	4,420	10,000
新 家族介護、地域ボランティアの養成状況を示す。	茨城県地域介護ヘルパー数	人	-	-	-	-	-	-	2,150
介護保険に関するサービスの調整を行う人材の確保状況を示す。	介護支援専門員数	人	1,728	2,300 A+	2,353 A+	2,492 A+	2,529 A+	2,000	2,900
介護基盤の整備状況を示す。	介護保険施設ベッド数	床	17,308	19,824 B+	20,130 B+	20,710 B+	21,072 B+	22,876	28,000
新 在宅認知症高齢者の介護者に対する支援体制の整備状況を示す。	認知症サポーター数	人	-	-	-	-	-	-	93,000 (H26)

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な高齢者とのふれあいや見守りの実践 ●茨城県地域介護ヘルパーなどのボランティア活動への参加 ●介護サービスの適切な利用
福祉団体	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会などにおけるリハビリ専門職員の資質向上 ●福祉ボランティアの養成
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの質の確保、事業の適正な運営
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援ケアシステムの推進体制の整備 ●各種の介護予防事業におけるシルバーリハビリ体操指導士の活用 ●介護保険の円滑かつ適正な運営

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

【施策】④障害者への生活支援の充実

【主な取組】

- | | |
|---|---------------|
| 1 身近な地域で必要なサービスを受けることができるよう、障害福祉サービス提供体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 2 段階に応じた小児リハビリの充実を図るため、小児リハビリテーションの拠点となる医療機関を指定し、県立医療大学付属病院等を中心とした関係機関の連携協力体制づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| 3 障害者の自立のための就業を支援するため、職業訓練の充実や障害者就業・生活支援センター等の充実に努めます。 | 保健福祉部
商工労働 |
| 4 障害のある人もない人も同じように生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念を浸透させるため、県民への啓発・広報に努めます。 | 保健福祉部 |
| 5 グループホームやケアホーム等の居住支援の場を整備するなど、障害者の地域生活への移行を支援するとともに、バリアフリー化など障害者に配慮した住環境の整備を推進します。 | 保健福祉部
土木部 |
| 6 障害者へのサービスや相談支援の質の向上を図るため各種研修を行い、人材の養成・確保に努めます。 | 保健福祉部 |

【他の目標の関連施策】

○人が輝くいばらきづくり (3) 互いに認め合い支え合う社会づくり ⑤障害者の自立と社会参加の促進
○活力あるいばらきづくり(2) 国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり ⑥産業を担う人づくり ⑦雇用・就業環境の整備

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値(H27)	
			基準値	H18	H19	H20	H21		目標値
障害者の就労に関する施策の効果を示す。	障害者雇用率	%	1.36	1.48	1.54	1.54	1.54	1.80	1.80
				B+	B+	B+	B		

【各主体に期待される役割】

県民	●障害者への理解 ●福祉ボランティア活動への参加等を通じた地域における互いの支え合い
福祉団体	●障害者に対する理解促進のための普及啓発 ●福祉ボランティアの養成
企業	●障害者の就労の受入れ促進や福祉的就労の場への事業発注等による就業機会の提供
事業者	●質の高い福祉サービスの提供、事業の適正な運営
市町村	●市町村を中心とした福祉サービスの提供等、各種の障害福祉制度の円滑かつ適正な運営

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

【施策】⑤安心できる保健・福祉サービスの提供

【主な取組】

- | | |
|---|------------------------|
| 1 県民に対する正確で迅速な情報提供や医療体制の強化をはじめとする新型インフルエンザなど感染症の発生に対する備えと対応策の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 2 エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談や検査・診療体制の充実を図ります。また、感染症の監視体制の強化を図ります。 | 保健福祉部 |
| 3 肝炎の早期発見・早期治療と、検査から治療まで切れ目のない体制づくりを推進します。また、肝炎や原因が不明で治療法の確立していない難病(56疾患)の患者への医療費の助成や相談・サービス体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 4 全ての要援護者への地域ケアシステムの充実を図ります。また、地域福祉推進の担い手として地域住民への相談、援助を行う民生委員や児童委員の活動を支援します。 | 保健福祉部 |
| 5 生活保護制度や生活福祉資金貸付制度などセーフティネットの充実と適正な運用を推進します。 | 保健福祉部 |
| 6 医療福祉制度(マル福制度)の安定的な運営を図ります。 | 保健福祉部 |
| 7 高齢者や障害者など要援護者への、災害時の避難支援と安全・救護体制の充実を図ります。 | 保健福祉部
生活環境
保健福祉部 |
| 8 戦傷病者や戦没者遺族に対する支援を行うとともに、中国からの帰国者の地域社会への定着を促進します。 | 保健福祉部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
新 地域福祉の推進に関する市町村の取組状況を示す。	地域福祉計画策定市町村数	市町村	-	-	-	-	23	-	44
新 市町村が災害などに備える取組状況を示す。	災害時要援護者避難支援プラン個別計画策定市町村数	市町村	-	-	-	-	8	-	44

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動への積極的参加 ●新型インフルエンザなど感染症に関する正しい知識の習得 ●災害時の避難支援への協力
福祉団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動の企画・実施, 住民参加の呼びかけ
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの質の向上, 事業の適正な運営 ●社会福祉施設における防災体制の充実
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●市における生活保護の適正な実施 ●地域福祉の計画的な推進 ●地域ケアシステムの推進体制の整備 ●民生委員・児童委員の活動の支援 ●災害時の安全確保, 保健・福祉サービスの提供体制の確保

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(1) 医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり

【施策】⑥生涯にわたる健康づくり

【主な取組】

- | | |
|---|--------------|
| 1 生活習慣病にならないよう、運動習慣の普及や食習慣の改善など、県民一人ひとりの生涯にわたる健康管理や健康増進への取組を支援します。 | 保健福祉部 |
| 2 個人々への禁煙支援による禁煙推進、施設の禁煙化の促進等による受動喫煙防止等を図ります。 | 保健福祉部 |
| 3 健やかな心身を育むため、乳幼児期からの食育を推進するなど、食による健康づくりの環境整備を図ります。 | 保健福祉部
教育庁 |
| 4 8020・6424を目標に歯と口腔の健康づくりの大切さを普及啓発するとともに、幼児期から高齢期まで、生涯を通じた歯科保健体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| 5 保健・福祉・医療・労働・教育等の各関係機関との連携を図り、総合的な自殺予防や心の健康づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| 6 薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、関係機関との連携を図り、啓発活動を一層強化します。 | 保健福祉部 |

【他の目標の関連施策】

- 2 人が輝くいばらきづくり
 (1) いばらきを担うたくましい人づくり ②豊かな心と健やかな体をはぐくみ自立した人を育てる教育の推進
 3 活力あるいばらきづくり
 (3) 日本の食を支える食料供給基地づくり ①消費者との信頼関係の構築

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値(H27)		
			基準値	H18	H19	H20	H21		目標値	
県民の健康づくりに対する取組状況を示す。	自分は健康だと思っている県民の割合	%	73.8	74.0	—	—	—	85.0	85.0	
新 メタボリックシンドローム予備群の状況を示す。	メタボリックシンドローム予備群の割合	%	男性	—	30.7	—	—	—	—	27.6
			女性	—	9.1	—	—	—	—	8.2
新 メタボリックシンドローム該当者の状況を示す。	メタボリックシンドローム該当者の割合	%	男性	—	13.3	—	—	—	—	12
			女性	—	4.5	—	—	—	—	4.1
新 禁煙の取組状況を示す。	禁煙認証施設の認証数	施設	—	2,393	2,648	2,920	3,136	—	4,600	
新 食育の推進状況を示す。	食育推進計画を策定する市町村割合	%	—	—	—	11.4	22.7	—	100	
新 口腔衛生の推進状況を示す。	12歳児の1人平均むし歯数	本数	—	2.1	2.0	1.8	1.5	—	1.5以下	

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりのための定期的な運動の実践 ●健康診断受診による健康状態のチェック ●バランスのとれた食生活の実践及び家庭などでの食育の実践 ●規則正しい歯磨きの実践及び定期的な歯科検診の受診の推進
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●医療や運動、栄養、食生活等に関する団体の専門的知識等を活用した、地域・職場・学校における正しい知識の普及啓発と健康づくりの促進
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の健康管理体制の充実 ●健康に関する適切な情報提供 ●飲食店等での栄養成分表示やヘルシーメニューの提供
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進計画及び食育推進計画の策定・計画に基づく取組の推進 ●健康づくりに関する的確な情報提供と相談・指導體制の充実 ●健康診断受診のPR及び受診機会の拡大

政策（２） 安全で安心して暮らせる社会づくり

現状と課題

- 県内の刑法犯認知件数は減少してきているものの、県民の多くははまだ治安の悪化に不安を感じていることから、犯罪に強く安全で安心して暮らせる地域社会の確立が求められています。
- 近年、食品の安全性に関する不安が高まっているほか、悪質商法や架空請求等、消費者を巡るトラブルが複雑化・深刻化してきていることから、食品の安全性を確保するとともに消費生活における被害を未然に防止することが求められています。
- 県内の交通事故発生件数や死傷者数は減少傾向にあるものの、全国的には上位にあり、高齢者の関係する交通事故も増加傾向にあることから、交通事故のない安全で安心できる地域づくりが求められています。
- 地震や洪水などの大規模自然災害や、火災、産業事故、武力攻撃などへの備えが求められているほか、今後老朽化する公共建築物などの長寿命化が求められています。
- 原子力事故の被害は甚大なものとなるため、高経年化した原子炉をはじめとする原子力施設の安全確保対策や、過去の臨界事故を教訓とした原子力防災対策の一層の充実強化が求められています。

政策を構成する施策

- 施策① 犯罪に強い地域づくり
- 施策② 消費生活と食の安全確保
- 施策③ 交通安全対策の推進
- 施策④ 防災体制・危機管理の強化
- 施策⑤ 原子力安全体制の確立
- 施策⑥ 県土の保全と社会基盤の維持・更新

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】①犯罪に強い地域づくり

【主な取組】

- | | |
|---|---------------|
| 1 警察基盤の強化と治安情勢に対応した警察施設の計画的な整備に努めます。 | 警察本部 |
| 2 凶悪事件や組織犯罪等に対する捜査活動体制の強化を図るとともに、科学技術を活用した捜査活動を推進します。 | 警察本部 |
| 3 ストーカー犯罪,ドメスティック・バイオレンス(DV),児童・高齢者虐待,性犯罪等に対して,迅速かつ適切に対処するとともに,相談しやすい環境整備に努めます。 | 警察本部 |
| 4 少年が健全に育つことができるよう有害環境の浄化活動を推進します。 | 警察本部
知事直轄 |
| 5 子どもや高齢者に対し,犯罪に遭わないようにするための安全教育を推進します。 | 生活環境部 |
| 6 防犯ボランティアなど地域住民等と協働した安全安心な地域づくりや,防犯を考慮した生活環境施設等の普及などにより犯罪の起こりにくい社会環境の整備を推進します。 | 警察本部
生活環境部 |
| 7 県民,市町村及び事業者等と連携し,暴力団,銃器・薬物を社会から根絶する取組を推進します。 | 警察本部 |
| 8 地域住民等と協調し,外国人が多く集住する地域が犯罪組織,テロリスト等に悪用されることを防止するとともに,定住外国人への犯罪につながる問題の除去に努めます。 | 警察本部 |
| 9 犯罪被害者や家族などに対する支援体制づくりを,民間団体と連携して進めるとともに,県民の理解を促進します。 | 警察本部
生活環境部 |

(他の目標の関連施策)

- 人が輝くいばらきづくり (1)いばらきを担うたくましい人づくり (3)県民に信頼される魅力ある学校づくり
 (3)互いに認め合い支え合う社会づくり ①一人ひとりが尊重される社会づくり
 ③青少年・若者の自立と社会参加への支援

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値(H27)	
			基準値	H18	H19	H20	H21		
県民の治安に対する意識状況を示す。	治安の悪化を感じている県民の割合	%	66.6	64.2	64.8	59.7	49.5	55.0	毎年50%未満
				A	B	B+	A+		

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯意識の向上と自主防犯活動 ●DV,児童・高齢者虐待などの暴力を容認しない意識の向上 ●暴力団,銃器・薬物を社会から根絶する意識の向上 ●犯罪被害者,定住外国人等への理解と支援
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯活動の推進 ●犯罪被害者,定住外国人等への支援活動の推進 ●暴力団,銃器・薬物を社会から根絶する意識の啓発 ●DV,児童・高齢者虐待などの暴力を容認しない意識の啓発
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯意識の向上や地域住民と協働した防犯活動 ●定住外国人への支援活動の推進 ●暴力団排除活動の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防犯意識の普及啓発と自主防犯活動への支援 ●犯罪の発生しにくい公共施設等の整備 ●DVや児童虐待,犯罪被害,定住外国人等に対する相談・支援体制の整備

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】②消費生活と食の安全確保

【主な取組】

- | | |
|--|----------------|
| 1 消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報を収集・提供するとともに、各世代ごとに消費者教育を推進します。 | 生活環境部 |
| 2 関係機関と情報の共有化を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを強化します。 | 生活環境部
警察本部 |
| 3 消費生活センター等における相談体制の充実強化に努めるとともに、消費生活相談員の資質の向上を図ります。 | 生活環境部 |
| 4 安全・安心な食品を供給するためHACCPシステムの導入や農業生産工程管理(GAP)の普及を促進するとともに、食品営業施設等に対する監視指導などにより、生産・流通・消費に至る各段階での安全対策を強化します。 | 保健福祉部
農林水産部 |
| 5 食品等の試験検査体制を充実強化するとともに、検査の実施状況等を迅速に消費者や生産者に公表し、安心確保を図ります。 | 保健福祉部 |
| 6 消費者、生産者、食品営業者及び行政の相互理解を図るため、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。 | 保健福祉部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
県民が身近な市町村で消費者生活相談ができる体制を示す。	市町村消費生活相談受付割合	%	44.8	51.3	50.3	54.0	59.3	65.0	75
				B+	B+	B+	B+		
新 専門性が高い消費生活相談体制を示す。	有資格の消費生活相談員割合	%	—	—	—	—	75	—	90
新 食品の安全確保への取組成果を示す。	食に不安を感じる県民の割合	%	—	—	—	80.6	—	—	50未満
安全な食品製造への取組状況を示す。	HACCPシステム導入施設数	件	267	319	340	382	410	500	650
				B+	B+	B+	B+		
新 消費者の重大な健康被害状況を示す。	食中毒による死亡者数	人	—	0	1	0	—	—	0
新 食品の安全確保への取組状況を示す。	茨城県食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等に対する監視率	%	—	90.2	111.3	97.9	112.4	100	100

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活や食に関する正しい知識の習得や情報の収集 ●食の安全・安心に関する施策の提案
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活に関する知識の普及や消費者教育の実施 ●消費者の被害防止及び救済のための活動 ●生産から消費までの各段階における正しい知識・技術の普及
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ●農薬・動物用医薬品等の適正使用 ●化学農薬や化学肥料の使用量を削減した農産物の生産 ●農業生産工程管理(GAP)による農産物の生産
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な商品の供給や適正なサービスの提供 ●提供する商品やサービスについての苦情処理体制の整備 ●HACCPシステムの導入など自主的衛生管理の充実 ●食品表示の適正化の推進と食品の保管・搬送時の安全確保
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談体制の充実・強化 ●地域住民や県と連携した消費者啓発の推進
国	<ul style="list-style-type: none"> ●輸入食品などの食品衛生に関するリスク管理 ●消費者事故情報等の一元的管理及び情報提供

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】 ③交通安全対策の推進

【主な取組】

- | | |
|---|---------------|
| 1 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた交通指導取締りを強化します。 | 警察本部 |
| 2 交通危険箇所の改修など車や自転車、歩行者が安全に通行ができるよう、効果的、集中的に道路整備を進めます。 | 土木部 |
| 3 信号機の新設・高度化や、見やすく分かりやすい道路標識の設置など交通安全施設の整備や安全な道づくりを推進します。 | 警察本部 |
| 4 関係団体と連携・協力し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、年齢層に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者の交通死亡事故が多いことから、高齢者に対する安全行動の啓発を図ります。 | 生活環境部
警察本部 |
| 5 交通事故相談員の資質向上を図るなど、交通事故相談所における相談業務の充実に努めます。 | 生活環境部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指 標 名	単 位	これまでの状況						目標値 (H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
交通安全対策への取組状況を示す。	県内交通事故死者数	人	278	239	178	210	199	200	検討中
				A	A+	A	A+		
新 県管理路線の歩道整備状況を示す。	県管理路線歩道整備率	%	—	56.3	57.7	58.6	—	—	65

【各主体に期待される役割】

県 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通ルールへの遵守と交通マナーの向上 ● 交通安全ボランティア活動
団 体	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全意識の普及啓発活動の推進
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車運転者に対する交通安全指導の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全意識の普及啓発活動の推進 ● 交通安全施設の整備

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】④防災体制・危機管理の強化

【主な取組】

1 大規模災害に備えた防災訓練を実施するとともに、防災備蓄資機材の整備・維持や生活救援物資の供給体制の整備、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実による医療体制の整備など、被災者の支援体制の強化を図ります。	生活環境部 保健福祉部
2 ITを活用した災害情報の迅速な収集・伝達と共有化を図るとともに、災害に強い情報通信体制を構築します。さらに、異常気象(局地的大雨)等に備えた情報伝達手段の充実に努めます。	生活環境部
3 住宅や避難施設、橋梁港湾等の公共施設及び水道施設等のライフラインの耐震化対策を進めるとともに、災害時の避難、救急・防災活動、延焼防止に資する道路や救急活動等が円滑にできる緊急輸送道路の整備を推進します。	土木部 企業局 教育庁 生活環境部
4 消防団の活性化や自主防災組織の充実など地域防災力の強化を図るとともに、県民の防災に対する意識の向上に努めます。	生活環境部
5 避難する際に支援を必要とする高齢者や障害者など、災害時要援護者への安全・救護体制の充実を図ります。	保健福祉部 生活環境部
6 人命救助、被害拡大防止を最優先に、情報収集、救出救助、避難誘導、交通整理等災害発生時における警備体制を確立します。	警察本部
7 洪水や地震など様々な災害に対応したハザードマップの作成支援とその周知に努めます。	土木部 農林水産部 生活環境部
8 防災関係機関等と連携した防災計画を策定するとともに、大規模災害に備え、都道府県間の相互応援など広域連携体制の整備を進めます。	生活環境部
9 コンビナート及び高压ガス等取扱所の保安意識の向上と災害の未然防止対策の促進に努めます。	商工労働部 生活環境部
10 テロや武力攻撃事態等に備え、国・市町村・警察・自衛隊等の関係機関の連携を強化するとともに、国民保護計画制度の普及・啓発に努めます。	生活環境部 警察本部

【他の目標の関連施策】

○人が輝くいばらきづくり (1)いばらきを担うたくましい人づくり ③県民に信頼される魅力ある学校づくり

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値	目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21		
新 地震に備えた住宅の状況を示す。	住宅の耐震化率	%	-	-	-	-	-	80.0	88
				-	-	-	-		
地震に備えた県有建築物等の状況を示す。	県有建築物等の耐震化率	%	-	-	-	72.4	73.9	-	100
地域での防災の取組状況を示す。	自主防災組織の組織率	%	55.1	56.8	57.6	58.9	59.4	65.0	70
				B+	B+	B+	B+		
国民保護計画の周知の取組状況を示す。	国民保護に係る住民向け啓発を実施した市町村の割合	%	-	-	-	-	9.1	-	100

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に対する備えの充実や防災訓練、救命講習等への積極的な参加 ●住宅の耐震性能の確認と耐震化の推進 ●自主防災組織への参加
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練への参加 ●自主防災活動の充実 ●災害時の活動体制の確立
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の充実 ●施設の自主保安体制の強化 ●生活救護物資の提供・支援 ●帰宅困難者に対する支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の充実 ●自主防災組織の結成促進や育成 ●小中学校など避難施設の耐震化の推進 ●国民保護制度の住民への普及啓発の実施

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】 ⑤原子力安全体制の確立

【主な取組】

- | | |
|---|----------------------|
| 1 原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等の立入調査等を通じて安全確保を推進します。 | 生活環境部 |
| 2 環境放射線の常時監視・評価を行い、測定結果を県民に公表します。また、緊急時には、環境放射線監視センターに隣接する県原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努めます。 | 生活環境部 |
| 3 原子力総合防災訓練や防災関係者に対する研修を継続して行うとともに、緊急時連絡網や防災活動資機材等を適切に維持管理し、原子力防災体制の強化を図ります。また、地域住民が迅速かつ安全に避難できる避難システムの構築に努めます。 | 生活環境部 |
| 4 原子力や放射線等に関する基礎知識について、広報紙や副読本の発行などを通じて普及啓発に努めます。 | 生活環境部
教育庁
警察本部 |
| 5 原子力発電所等を狙ったテロの未然防止対策を関係機関と連携して推進するとともに、防災資機材等の整備に努めます。 | 警察本部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
原子力事業者による従業員に対する安全教育の徹底の状況を示す。	原子力施設におけるヒューマンエラー(誤操作等)による事故・故障の発生確率	%	40	25	80	33	25	—	0

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力総合防災訓練への積極的な参加 ●原子力や放射線に関する基礎知識や緊急時の正しい対処方法の習得
原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●安全を最優先とする意識の確立、安全管理体制の強化 ●住民に対する積極的な情報の公開と提供
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の整備や住民避難計画の策定 ●避難所の位置や避難経路等の周知、緊急時の正しい対処方法の普及啓発
国	<ul style="list-style-type: none"> ●実効ある原子力防災体制の確立 ●原子力施設への的確な安全規制の実施 ●原子力施設の耐震化対策及び放射性廃棄物の処理処分体制の確立

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(2) 安全で安心して暮らせる社会づくり

【施策】⑥県土の保全と社会基盤の維持・更新

【主な取組】

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 土石流や地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を防止するための施設整備を推進します。 | 土木部 |
| 2 山地災害の防止や水源かん養のため、治山施設の整備など治山対策を推進します。 | 農林水産部 |
| 3 海岸侵食、高潮等の災害防止のため、海岸保全施設の整備などの対策を推進します。 | 土木部
農林水産部 |
| 4 洪水の被害を軽減するため、河川の整備などの対策を推進します。 | 土木部 |
| 5 排水不良な水田等の改善や地盤沈下による機能低下を回復するため、排水機場や排水路の整備を推進します。 | 農林水産部 |
| 6 公共土木施設や公共建築物、水道などのライフラインの適切な維持管理による社会基盤の長寿命化と適正な更新を図ります。 | 保健福祉部
土木部
農林水産部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
水害に対する軽減対策の取組状況を示す。	河川改修率	%	54.9	55.5	56.0	56.2	56.4	56.7	57.9
				A	A	A	A		
新 土砂災害に対する軽減対策の取組状況を示す。	土砂災害防止施設の整備率	%	21.2	21.4	21.7	22.0	22.2	22.4	23.4

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からの防災情報の的確な把握 ● 自主防災組織への参加 ● 森林や農地の保全活動への参加
団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林や農地の保全活動への取組
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報の迅速かつ的確な伝達 ● 公共施設、ライフライン等の適正な維持・更新
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 国管理河川の整備 ● 公共施設等の適正な維持・更新

政策（3） みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

現状と課題

- 温室効果ガスの増加による海水面の上昇や豪雨・干ばつなどの異常気象の発生、マラリアなど熱帯性の感染症の増加などのほか、県民の日常生活においても様々な問題が発生することが懸念されていることから、早急な地球温暖化対策が求められています。
- 資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの定着は環境に様々な影響を与えており、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の構築が求められています。
- 霞ヶ浦をはじめとする湖沼は、豊かな自然環境と良好な景観を有し、憩いの場としても活用されていることから、水質保全や生態系の保全が求められています。
- 森林は、水源をかん養し洪水や土砂災害を防ぐなど、多面的機能を有しているものの、林業の衰退により荒廃した森林が多く見受けられるようになり、林業の再生を図ることにより健全な森林を育成することが求められています。
- 工場や事業場からの排出ガスや排水の削減を促進するとともに、適切な監視を行うなど身近な地域環境の保全が求められています。
- 都市化などが自然環境に悪影響を及ぼさないよう、自然特性を踏まえた自然環境の保全や生態系の維持・回復を図るとともに、緑や水に親しめる環境づくりが求められています。

政策を構成する施策

- 施策① 地球温暖化対策の推進
- 施策② 資源循環型社会づくりの推進
- 施策③ 霞ヶ浦など湖沼環境の保全
- 施策④ 林業の再生と健全な森林の育成
- 施策⑤ 身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

【施策】①地球温暖化対策の推進

【主な取組】

- | | |
|--|----------------------|
| 1 企業の省エネルギー対策や環境マネジメントの導入を促進し、事業所部門における温室効果ガス排出量の削減を図ります。 | 生活環境部 |
| 2 実践的な省エネルギー活動の啓発やエコライフに関する情報提供を通して、県民のライフスタイルや消費行動の転換を図ります。 | 生活環境部 |
| 3 環境学習を推進するため、環境教育を担う人材の育成と環境学習機会の拡充を図るとともに、地球温暖化対策の県民運動を展開します。 | 生活環境部 |
| 4 住宅における省エネルギー対策や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用を促進し、環境に配慮した住まいづくりを推進します。 | 生活環境部
土木部 |
| 5 次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発、モーダルシフトの促進、交通渋滞対策など、自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策を推進します。 | 生活環境部
土木部
警察本部 |
| 6 地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、そのための技術開発を支援します。 | 企画部
生活環境部 |
| 7 森林の二酸化炭素吸収機能の向上と木材中の炭素の長期固定を図るため、森林整備と木材の利用を推進します。 | 農林水産部 |
| 8 フロン類回収業者への立入検査などにより法令遵守を徹底し、フロン類の回収と適正処理を推進します。 | 生活環境部 |
| 9 コンパクトな都市づくりや公共交通の利用環境の整備、再生可能エネルギーの活用などにより低炭素なまちづくりを推進します。 | 企画部
農林水産部 |
| 10 県有施設における省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーや、次世代自動車の率先導入に努めます。 | 全部局庁 |

【他の目標の関連施策】

○活力あるいばらきづくり (4)人・もの・情報が活発に行き交う交流社会づくり ⑥新たな物流体系の促進

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況					目標値(H27)	
			基準値	H18	H19	H20	H21		
地球温暖化防止への取組状況を示す。	温室効果ガス排出量(1990年比)	%	△ 2.3	1.1	-	-	-	△ 4.6	検討中
			C	-	-	-			
新 県民の環境保全に対する取組状況を示す。	環境保全活動実践リーダー養成者数	人	-	-	-	6,311	-	-	32,000(累計)

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した行動の実践 ●再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した実践行動の率先的取組と普及啓発 ●再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴う省エネルギー・省資源 ●環境配慮型の製品・サービスの提供 ●再生可能エネルギーや次世代自動車の積極的利用 ●行政が行う地球環境保全のための取組への協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー、省資源、グリーン購入等の環境に配慮した実践行動の普及啓発、率先的取組 ●再生可能エネルギーや次世代自動車の率先導入
国	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策関係法令・制度の整備 ●我が国の目標達成に向けた行動計画の策定と推進 ●地方公共団体との連携

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

【施策】②資源循環型社会づくりの推進

【主な取組】

- | | |
|--|---------------|
| 1 廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用, 適正処分などを促進することにより, 天然資源の消費を抑制するとともに, 社会全体への環境負荷の低減を図ります。 | 生活環境部
土木部 |
| 2 林業や木材産業で発生する樹皮や端材, 畜産で発生する家畜排せつ物など, 未利用バイオマスの有効活用を促進します。 | 農林水産部 |
| 3 県民, 団体, 企業及び行政が, それぞれの役割分担のもとに連携・協力しながら, 資源循環型社会形成に向けた仕組みづくりを推進します。 | 生活環境部 |
| 4 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため, 監視・通報体制を強化します。また, 不法投棄等の拡大防止・早期解決を図るため, 指導や処分, 取締りを徹底するとともに, 不法投棄された廃棄物の撤去等を進めます。 | 生活環境部
警察本部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
ごみの排出抑制に対する県民の取組状況を示す。	1人1日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	g	989	990	969	944	—	890	検討中
				C	B	B+	—		
新 産業廃棄物の再生利用状況を示す。	産業廃棄物再生利用率	%	—	—	—	63.0	—	—	検討中
新 建設副産物の再資源化等の状況を示す。	建設廃棄物の再資源化等率	%	—	—	—	97.2	—	—	98%
新 建設副産物の再資源化等の状況を示す。	利用土砂の建設発生土利用率	%	—	—	—	86.7	—	—	92%

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグの利用などによるごみの排出抑制 ●ごみの分別の実践 ●リサイクル製品などの環境配慮型製品の使用 ●不法投棄防止への協力
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●3R活動の実践と普及
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●長期使用, リサイクルを前提とした製品の製造や販売 ●製品の省資源化や再生資源の利用 ●廃棄物の発生抑制, 適正な循環的利用, 適正な処分
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの排出抑制などの普及啓発 ●ごみの分別回収の普及促進 ●不法投棄等に関する監視や指導, 処分の実施

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

【施策】③霞ヶ浦など湖沼環境の保全

【主な取組】

- | | |
|--|---------------------|
| 1 市民、研究者、企業、行政のパートナーシップのもと、調査研究・技術開発、環境学習、市民活動など地域一体となった水質保全活動を促進します。 | 生活環境部 |
| 2 生活排水による汚濁負荷を削減するため、下水道及び農業集落排水施設の整備を図るとともに、施設への接続を促進するほか、高度処理型浄化槽の設置を促進します。また、排水水を排水する工場・事業場に対し、排水基準を遵守するよう適切に指導します。 | 生活環境部
農林水産部 |
| 3 農業由来の汚濁負荷を削減するため、家畜排せつ物の適正処理対策を推進するとともに、耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の活用など資源循環型農業を推進します。 | 農林水産部 |
| 4 霞ヶ浦から直接取水している地域において、灌がい期に既存土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への流出負荷を抑制します。 | 農林水産部 |
| 5 霞ヶ浦が本来持つ水質浄化機能の回復と生態系の保全を図るため、水生植物帯や砂浜の造成、ウェットランド等の整備を推進します。 | 生活環境部
土木部 |
| 6 霞ヶ浦の水質改善を図る霞ヶ浦導水事業を促進するとともに、植生等を利用した直接浄化施設の整備や多自然川づくりなどにより、流入河川の水質浄化対策を推進します。 | 生活環境部
企画部
土木部 |
| 7 森林の適切な整備・保全により、水源かん養や水質浄化機能の向上を図ります。 | 農林水産部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
霞ヶ浦の水質改善状況を示す。	霞ヶ浦の水質(COD)	mg/l	7.6	8.2	8.8	8.7	9.5	7.0	検討中
				C	C	C	C		
新 生活排水の処理状況を示す。	霞ヶ浦流域の生活排水処理率	%	—	63.3	—	—	68.4	—	検討中

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●水質浄化活動の積極的な実践 ●下水道・農業集落排水施設への速やかな接続 ●高度処理型浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●水質浄化活動の実践と普及
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●排水の水質管理の徹底 ●水質浄化に関する技術開発への参画
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民や県等と連携した水質浄化活動の推進 ●下水道・農業集落排水施設の整備 ●市町村設置型の浄化槽整備の促進
国	<ul style="list-style-type: none"> ●湖内水質浄化対策の推進

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

【施策】④林業の再生と健全な森林の育成

【主な取組】

- | | |
|---|-------|
| 1 木を植え、育て、伐採し、木材を有効に活用するという「緑の循環システム」を構築し、健全で豊かな森林の育成を推進します。 | 農林水産部 |
| 2 効率的な間伐を推進するため、森林施業の集約化を進めるとともに、路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業生産基盤の整備を推進します。 | 農林水産部 |
| 3 森林の立地条件や機能に応じた適切な施業方法により、多様な森林整備を推進するとともに、荒廃した森林の早期復旧と山地災害の未然防止を図ります。 | 農林水産部 |
| 4 「県民参加の森づくり運動」を展開し、森林ボランティアや企業等による森林づくりを推進します。 | 農林水産部 |
| 5 緑化意識の普及と森林環境教育の充実を図り、森林の持つ様々な働きや重要性について、県民の理解を促進します。 | 農林水産部 |

(他の目標の関連施策)

○活力あるいばらきづくり (3) 日本の食を支える食糧供給基地づくり④林業・木材産業の活性化

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
健全な森林整備の取組状況を示す。	間伐実施面積	ha/年	1,151	1,313	1,632	2,520	—	2,110	2,620
				B+	A	A+	—		
林業活動による木材生産の状況を示す。	県産木材の供給量	千m ³	187	273	309	254	258	300	320
				A	A+	B+	B+		

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●森林ボランティア活動などによる森林整備の実践 ●森林の有する諸機能に対する理解 ●木造住宅の建築など県産材の積極的な利用 ●私有林における森林整備の実施
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●森林ボランティア活動など緑化活動の実践と普及 ●緑の循環システムの普及啓発
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●県産材の利用促進 ●県産材を使用した住宅建築の推進 ●植林や間伐などの森林整備活動の実践
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な森林施業の推進 ●率先した県産材の利用 ●市町村有林等における森林整備の推進

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(3) みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり

【施策】⑤身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用

【主な取組】

- | | |
|--|----------------|
| 1 大気環境を保全するため、工場・事業場に対し、ばい煙の排出基準を遵守するよう指導します。 | 生活環境部 |
| 2 湖沼や河川の水質保全を図るため、家庭や工場・事業場の排水対策を推進します。 | 生活環境部 |
| 3 地盤沈下を防止するため、地下水汲み上げ削減の指導や水道等への転換などを推進するとともに、地盤沈下の監視観測を行います。 | 企画部
生活環境部 |
| 4 有害な化学物質の環境への排出・移動量などを適正管理するために必要な情報を提供し、事業者の管理の改善を促進します。 | 生活環境部 |
| 5 生物の多様性の保全に向けて、野生動植物の生息・生育実態の把握と保護及び被害対策を推進するとともに、生態系等に影響を与えるおそれのある特定外来生物の防除を推進します。 | 生活環境部
農林水産部 |
| 6 筑波山や霞ヶ浦などの自然環境や景観の保全の取り組みを推進します。 | 生活環境部 |
| 7 都市住民等と連携を図り、平地林や里山林などの整備と農地の保全を推進します。 | 農林水産部 |
| 8 動植物の生息環境の保全と創出を図るため、自然環境に配慮しながら河川や海岸の整備を推進します。 | 土木部 |
| 9 水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全意識の啓発を推進します。 | 生活環境部
農林水産部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
大気環境の保全に対する取組状況を示す。	大気汚染に係る環境基準(SPM)達成率	%	94.5	83.3 C	100.0 A+	100.0 A+	100.0 -	100.0	100
河川の水質浄化への取組状況を示す。	公共用水域の環境基準(BOD)達成率	%	79.5	77.3 C	75.0 C	84.1 B+	75.0 C	88.6	88.6

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道・農業集落排水施設への速やかな接続, 合併処理浄化槽等の設置と適切な維持管理 ●野生動植物の保護など自然保護活動の実践 ●外来生物の責任ある飼育 ●地域における平地林, 里山林などの整備の実践
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自然保護活動の実践と普及啓発
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●ばい煙や排出水の管理の徹底 ●化学物質の適正管理 ●自然環境や生態系に影響の少ない事業活動 ●植林や間伐などの森林整備活動の実践
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●住民・事業者等と連携した環境保全活動の推進 ●生活排水処理施設の整備の推進 ●自然環境保全意識の普及啓発 ●特定外来生物の防除 ●外来生物に関する規制等の普及啓発

政策（４） 人にやさしい良好な生活環境づくり

現状と課題

- モータリゼーションの進展により市街地が分散化しており、少子高齢化が進行している中で、今後はコンパクトで利便性の高い魅力あるまちづくりが求められています。
- 近年、地域における連帯感や人々の公共心が希薄化していることから、地域コミュニティの活性化が求められています。また、外国人居住者も増加し、地域住民と接する機会が増えていることから、多文化共生のまちづくりが求められています。
- 少子化や自家用車の普及に伴い、公共交通の利用者は年々減少しており、路線バスの撤退が相次ぐなど、地域の公共交通を巡る環境は極めて厳しい状況になっています。こうした中で、自動車を運転することができない高齢者や児童・生徒の移動手段の確保が求められています。
- 水道普及率や下水道など生活排水処理施設の普及率は着実に上昇しているものの、全国的には低位にあることから、安全でおいしい水の安定供給や適切な生活排水処理などにより生活衛生環境の充実が求められています。

政策を構成する施策

- 施策① やさしさが感じられるまちづくり
- 施策② 地域コミュニティの活性化と多文化共生のまちづくり
- 施策③ 生活交通環境の充実
- 施策④ 生活衛生環境の充実

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(4)人にやさしい良好な生活環境づくり

【施策】①やさしさが感じられるまちづくり

【主な取組】

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 地域の特性に応じて、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の複合化や集約化を図るとともに、公共交通を軸とした暮らしやすい集約型土地利用を目指したまちづくりを推進します。 | 土木部 |
| 2 地域住民や団体など多様な主体のまちづくりへの参画を促進し、中心市街地の活性化に向けた取り組みを推進するとともに、ユニバーサルデザインによる人にやさしい生活空間づくりを推進します。 | 企画部
保健福祉部
商工労働部 |
| 3 地域住民や市町村等と協働して、歴史や文化、自然環境等の地域特性に応じた良好な景観の形成を促進します。 | 土木部 |
| 4 都市における緑地の保全と緑化に対する県民意識の向上を図ります。 | 土木部 |
| 5 高齢者や障害者が自宅で自立した生活が送れるよう、バリアフリー化など住環境の整備を推進します。 | 保健福祉部
土木部 |
| 6 誰もが安心して居住を確保できるよう、住宅・住環境の整備を進めるとともに、安全で快適な質の高い住まいの供給を促進します。 | 土木部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
美しさやうるおいを感じられる都市公園の整備状況を示す。	都市計画区域人口1人当たり都市公園面積	㎡	8.08	8.27	8.32	8.41	—	9.5	9.5
				B	B	B	—		
バリアフリー化を進めている公営住宅の整備状況を示す。	公営(県・市町村営)住宅のバリアフリー化率	%	16.4	18.1	18.6	19.0	19.6	20.0	25
				A	A	A	A		

【各主体に期待される役割】

県民	●都市計画や景観形成, 都市緑化などまちづくり全般への参画
団体	●景観形成や公園の環境美化活動などまちづくり活動の実践や普及活動
企業	●すべての人が利用しやすい施設の整備やサービス等の提供 ●居住者のニーズに対応した良質な住宅の供給
市町村	●地域住民や県等と連携したまちづくりの推進 ●ユニバーサルデザインに関する普及啓発
国	●国営公園の整備推進

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(4) 人にやさしい良好な生活環境づくり

【施策】 ②地域コミュニティの活性化と多文化共生のまちづくり

【主な取組】

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 地域コミュニティの再生・活性化を図るとともに、地域活動団体間のネットワークの強化に努めます。また、社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携を図りながら、ボランティア活動を促進します。 | 生活環境部
商工労働部
保健福祉部 |
| 2 大好きいばらき 県民運動の普及等により、NPOや地縁型団体などの地域社会活動への県民の参加を促進します。 | 生活環境部 |
| 3 NPO法人の運営力や資質向上に向けた取組を支援するとともに、NPOと行政等との連携・協働に向けた環境を整備し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 | 生活環境部
保健福祉部
農林水産部
教育庁 |
| 4 「支え合いと活気のある社会」をつくるために、市民・事業者・行政が協働する場である「新しい公共」を実現していくため、従来の官民の役割を見直すとともに、国の動向を踏まえながら支援のあり方について検討を進めます。 | 全部局庁 |
| 5 外国人も地域のひとりとして安心していきいきと生活できるよう、外国人に対する支援体制の整備に努めます。 | 生活環境部 |
| 6 インターネット等を活用した多言語による情報発信や公共施設等の表示の多言語化など、多文化が共生するまちづくりを推進します。 | 生活環境部 |
| 7 国際交流団体や国際協力団体などの団体間の連携を促進し、地域の国際化を推進します。 | 生活環境部 |
| 8 海外からの外国人研究者等が、その能力を発揮できるよう宿舍の整備など暮らしやすい生活環境づくりに努めます。 | 生活環境部
企画部 |

【他の目標の関連施策】

- 人が輝くいばらきづくり (1)いばらきを担うたくましい人づくり (2)互いに認め合い支え合う社会づくり (3)青少年・若者の自立と社会参加への支援 (4)多文化共生を実現する相互理解の促進 (5)誰もが職業や地域で活かせる能力の向上 (6)多文化共生を実現する相互理解の促進
- 活力あるいばらきづくり (1)国内外の競争に打ち勝つ力強い産業づくり (2)生活を豊かにする商業・サービス産業の育成 (3)生活を豊かにする商業・サービス産業の育成

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
地域社会活動の行政との連携・協働状況を示す。	NPO等と県の連携・協働事業実施件数	件	46	66 A	70 B+	103 A+	112 A+	100	196
地域社会活動の取組状況を示す。	NPO法人数	法人	—	387 —	431 —	462 —	496 —	—	765
外国人への支援状況を示す。	多文化共生サポーターバンクへの登録者数	人	629	639 —	663 —	769 —	735 —	700	1,210人 (延べ人数)

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが暮らしやすく、活動しやすくなるための助け合いの実践 ●地域社会活動への積極的な参加 ●外国の文化や生活習慣への理解 ●国際交流や国際協力に関するボランティア活動への積極的な参加
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会づくりの主役としての地域社会活動へのさらなる取組と情報提供 ●外国人のニーズに即した支援活動の実践 ●国際交流団体、国際協力団体のネットワークづくりによる活動の充実
企業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会活動の実践 ●NPO等との連携・協働
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会活動の普及啓発 ●NPO等との連携・協働 ●地域社会活動が行いやすい環境の整備 ●市町村ボランティアセンターによるボランティア活動の推進 ●外国人が必要な時に情報を得られる情報発信体制の整備 ●外国人が誰でも必要な相談ができる体制の整備

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(4) 人にやさしい良好な生活環境づくり

【施策】 ③生活交通環境の充実

【主な取組】

- | | |
|---|--------------|
| 1 地域に必要な、複数市町村にまたがるような広域的、幹線的なバス路線の維持・確保・活性化に努めます。 | 企画部 |
| 2 鉄道の安全性の向上に資する施設整備を促進するとともに、沿線市町村や地域住民等と連携して、地方鉄道の活性化を図ります。 | 企画部 |
| 3 駅や歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスの普及を促進すること等により、高齢者や障害者が利用しやすい公共交通や交通環境を整備します。 | 企画部
土木部 |
| 4 日常生活に必要な移動手段を確保するため、市町村等が運行するコミュニティバスやデマンド型交通などに加えて、地域が主体となった移送サービスなど、多様な生活交通の導入を促進します。 | 企画部 |
| 5 都市内の交通円滑化を図る道路整備や交通危険箇所の重点的な整備など、安全で円滑に通行できる道路交通環境を整備するとともに、適切な道路の維持管理に努めます。 | 土木部
警察本部 |
| 6 企業等におけるノーマイカーデーなどエコ通勤の取り組みを支援するなど、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。 | 企画部
生活環境部 |
| 7 駅の橋上化や駅前広場の整備など、まちづくりの核となる交通結節点の整備を推進します。また、整備にあわせてパークアンドライド用駐車場、駐輪場の整備を促進します。 | 土木部
企画部 |

【数値目標】

新	数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
				基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
	市町村における公共交通施策の充実度を示す。	市町村による公共交通に関する計画の策定率	%	—	9.1	11.4	20.5	31.8	—	100
	誰もが安全、快適に移動できる公共交通機関の充実状況を示す。	ノンステップバスの導入率	%	3.4	7.3	8.7	9.8	11.5	20.0	20
					B+	B+	B+	B+		
新	利用しやすい生活交通環境の整備状況を示す。	県管理歩道のバリアフリー化率	%	—	—	—	—	52	—	74.0

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関(鉄道・バス等)の積極的な利用 ●道路の構想・計画策定プロセスへの参画
団体	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関(鉄道・バス等)の積極的な利用 ●地域に必要な公共交通の運行への主体的な参加 ●道路の清掃美化活動の実践
企業 (鉄道・バス事業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ●乗客の利便性、快適性の向上に向けたサービスの実施 ●地域と連携した新しい公共交通サービスの展開 ●駅等へのエレベーターやエスカレーターを設置、ノンステップバスの導入などバリアフリー化の推進 ●パークアンドライドの推進とそのためへの駐車場や駐輪場の整備
企業(一般企業)	<ul style="list-style-type: none"> ●エコ通勤の実践
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における生活交通の確保 ●公共交通機関(鉄道・バス等)の積極的利用の広報啓発 ●パークアンドライドの推進とそのためへの駐車場や駐輪場の整備 ●市町村道の整備、維持管理の推進

【目標】1 住みよいいばらきづくり

【政策】(4) 人にやさしい良好な生活環境づくり

【施策】④ 生活衛生環境の充実

【主な取組】

- | | |
|---|--------------|
| 1 霞ヶ浦導水事業など水資源開発事業による水の安定確保を図ります。 | 企画部 |
| 2 水道施設の整備と水道への加入促進を図るとともに、水質管理の強化と安定供給を図ります。 | 保健福祉部
企業局 |
| 3 都市的領域における流域下水道の整備を推進するとともに、公共下水道事業への支援とその整備を促進します。 | 土木部 |
| 4 農村地域における農業集落排水施設整備を推進するとともに、処理施設への速やかな接続を促進します。 | 農林水産部 |
| 5 下水道等の未整備地域における合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を促進します。 | 生活環境部 |
| 6 動物愛護や飼育意識の啓発を図るとともに、ペット由来の感染症に関する衛生指導を徹底します。 | 保健福祉部 |
| 7 理・美容所、クリーニング所など生活衛生関係営業施設に対し、計画的に監視指導を行うとともに、営業者への専門的な情報提供や技術的な助言を行うことにより、生活衛生の向上を図ります。 | 保健福祉部 |

【数値目標】

数値目標が示すもの	指標名	単位	これまでの状況						目標値(H27)
			基準値	H18	H19	H20	H21	目標値	
安全・安心で衛生的な水道の加入状況を示す。	水道普及率	%	89.6	91.1	91.7	92.0	—	94.2	97.1
				B+	B+	B+	—		
衛生的で快適な生活をもたらす生活排水処理施設の普及状況を示す。	生活排水処理普及率	%	69.6	73.1	73.6	74.9	76.0	85.0	88.0
				B+	B+	B+	B+		

【各主体に期待される役割】

県民	<ul style="list-style-type: none"> ●水道整備地域における水道への速やかな加入 ●下水道、農業集落排水施設への速やかな接続及び合併処理浄化槽等の設置とそれらの適切な維持管理
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●水道未整備地域の解消と水道整備地域の住民に対する水道への加入促進 ●水道施設の耐震化や水質管理体制の強化、水道経営の効率化など水道事業の充実 ●生活排水処理施設の整備と適切な維持管理 ●住民に対する下水道、農業集落排水施設の接続及び合併処理浄化槽等の設置とそれらの適切な維持管理への啓発
国	<ul style="list-style-type: none"> ●霞ヶ浦導水事業などの各種水資源開発事業の推進